

## monofarm-Lab施設利用規約

### <目的>

#### 第1条

この規約は、株式会社ニシカワの指定管理者である株式会社ネクスメディア(以下「当社」という)が管理・運営するmonofarm-Lab施設・設備・備品(以下「施設」という)を、円滑かつ適正に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

### <施設会員登録・利用申込み>

#### 第2条

施設を利用しようとする方(以下「利用者」という)は、別に定める会員登録書類又は、monofarm-Labメンバーズカード(有効期間発行日より1年間)、並びに必要に応じ施設利用申請書を当社に提出することにより、施設利用許可を受けていただきます。会員登録後は、施設利用の都度monofarm-Labメンバーズカード、並びに必要に応じ施設利用申請書を当社社員へ提示し施設利用申込みをしてください。初回利用時のみ会員登録を行うため、以下の書類を提出していただきます(会員登録更新時は、ご提示の必要はありません)。

- ①運転免許証のコピー。
- ②その他、身分を証明することができる書類(健康保険証・公共料金の領収証・学生証)。

### <施設利用内容の審査及び受理>

#### 第3条

当社は、利用者の施設利用内容を審査し、その内容が次条に定める「利用の制限」に該当すると認められる場合は、施設利用申請を受理しません。

- ①施設利用の内容が、次条に該当しないと認めるときは、施設利用申請を受理し、利用者に利用許可をいたします。
- ②各有料施設利用に限り、施設利用申請書を当社へ提出していただき、第9条に定める施設利用許可書の発行の後、各有料施設が利用可能となります。

### <利用の制限>

#### 第4条

当社は、利用の内容が次の各号に該当する場合、各施設の利用を許可することができません。

- ①公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- ②集団的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③法律、条例、規則、管理要領及びこの規約等に反するとき。
- ④施設などを損傷・滅失するおそれがあるとき。
- ⑤申請書に虚偽の記載があるとき。
- ⑥各施設の他の利用者に不都合や支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑦その他、各施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

### <施設の利用料金及び利用時間>

#### 第5条

施設の利用料金及び利用時間は、別に定める各施設の「利用料金表」とおりです。

- ①現金又は銀行振込で、納入期限内にお支払いください。
- ②施設利用料の納入期限は、利用日の前日までとします。
- ③既納の利用料金は、原則として還付いたしません。ただし、施設の管理上特に必要があるため、利用の許可・承認を取り消した場合はこの限りではありません。
- ④利用可能時間は、利用許可を受けた日の10時から18時までとなります。

### <monofarm-Labメンバーズカードの複製・譲渡・転貸等の禁止等>

#### 第6条

本施設の利用は、原則として会員ユーザーに限りです。

- ①本施設の利用権を第三者に譲渡・貸与又は担保の用に供することはできません。
- ②monofarm-Labメンバーズカードの複製、第三者への譲渡又は貸与をすることはできません。

### <善管注意義務>

#### 第7条

利用者は、本施設が会員の交流の場であることを踏まえ、本規約及びmonofarm-Labご利用手引に従い、他の会員及び一時利用者に迷惑となる行為をせず、本建物及び本施設(諸造作・設備等を含みます。以下同じ。)を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

利用者は、本施設内に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとします。私物の紛失、盗難、破損、汚れ等損害が生じても当社は一切の責任を負いかねます。

### <利用の変更及び取消>

#### 第8条

利用の日時、目的、内容等を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、所定の届け出をし、当社の承認を受けていただきます。なお、変更の内容によっては、これを認めない場合があります。

### <有料施設利用の許可>

#### 第9条

施設利用申請eメールの送信並びに、利用料金を全額納入(現金当日払い可)していただき、当社社員との利用打合せが終了し、利用が円滑に実施されることを確認した後、利用許可書をFAX、eメール、または当社社員より交付いたします。当社の利用許可書の発行により、各施設の利用が確定したことになります。利用期間中、利用許可書の提示を求めることがありますので、各施設の利用終了まで保管してください。

### <利用許可の取消・制限>

#### 第10条

ご利用内容が次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、もしくは利用中止の措置を取ることがあります。

- ①各施設の利用権を第三者に譲渡、転貸、売買したとき。
- ②公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ③集団的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④法律、条例、規則、管理要領及びこの規約等に反したとき。
- ⑤各施設などを損傷・滅失する恐れがあるとき。
- ⑥申請書の虚偽の記載が判明したとき、又は利用を許可・承認した目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
- ⑦当社社員の指示に従わなかったとき及び、施設管理上支障があると認められるとき。
- ⑧所定の期日までに利用料金を納入していないとき。

### <禁止事項>

#### 第11条

当社は、施設内及び敷地内での下記の行為を禁止します。

- ①利用許可を受けていない施設への立ち入り。
- ②火気・危険物・動物・その他施設管理上不適切であると認められる物品の持込み。
- ③暴れる、物を投げる、飛び跳ねるなどの危険な行為。
- ④喫煙、飲酒。
- ⑤避難口及び避難通路の閉鎖。
- ⑥各施設を破損または汚損する行為。
- ⑦騒音、悪臭、振動を発生する行為。
- ⑧ゴミ及び持込み物の放置。

### <利用者の義務>

#### 第12条

前条の禁止事項を遵守すること。利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に戻すこと。

### <反社会的勢力の排除>

#### 第13条

当社は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要することなく直ちに、退場を命じることができる。この事により利用者に損害が生じたとしても、これを一切賠償することを要しない。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに順ずる者(以下併せて「反社会的勢力」という。)であるとき。
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- ③反社会的勢力を利用しているとき。
- ④自らまたは第三者を利用して、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているとき。
- ⑤利用者が法人の場合、その法人の役員または経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥自らまたは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。
- ⑦自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損したとき。

### <賠償及び免責>

#### 第14条

各施設の管理・運営等において、利用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生したときは、利用者にその損害額を賠償していただきます。次に掲げる事由により、利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、当社はその責任を負いません。

- ①地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などのITインフラ通信設備機器 やその他諸設備機器の不調、損壊又は故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由。
- ②他の会員又は第三者の故意又は過失。
- ③本施設又は本建物の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等。
- ④駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。
- ⑤駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合 には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

### <社員の立ち入り>

#### 第15条

施設管理上必要があると認められるときは、当社社員及び当社関係者がご利用施設に立ち入らせていただきます。

### 附則

この規約は、平成27年11月2日から施行する。